

1979年秋



会談する与野党の書記局長・幹事長。
左端は小池晃書記局長=18日、国会内

家族取り消し権・刑事罰 統一協会被害 政府が新法概要

小池氏「実効あるものに」

の勧告に従わない場合には進めた」と表明。今後、全
刑事罰を適用します。

→新法の概要③面

政府は18日、統一協会(世
界平和統一家庭連合)の被

害者救済のための新法の概

要を与野党の書記局長・幹

事長に提示しました。新法

は、靈感や威迫などで個人

を困惑させて寄付を勧誘す

ることや借金や住居などの

差分による寄付の要求を禁

止。禁止行為によって寄付

してしまった個人が意図表

示を取り消せる規定も盛り

込みました。禁止規定に違

反する勧説などを行い、國

る。知恵を出し合って前に

会談する与野党の書記局長・幹事長。
左端は小池晃書記局長=18日、国会内

の勧告に従わない場合には進めた」と表明。今後、全
刑事罰を適用します。

→新法の概要③面

また、家族の被害を救済
する特例も提示。献金した

本人が望んでいない場合で

も、子どもや配偶者が、本

と統一協会との癒着につい

ては改めて党として調査

費などの範囲で取り消し権

を行使できるとしました。

日本共産党的小池晃書記

局長は会談で「統一協会に

ある被書の救済は党派を超

えた国会の責務だ。実効性

に、早期に提出することを

政府に求めたい」と述べま

けるべきだと述べました。
党が参加する協議の場を設

小池氏はまた、「一度と
再び統一協会による被害を

出さないためにも、自民党

と統一協会との癒着につい

ては改めて党として調査

費などを範囲で取り消し権

を」と求めました。

自民党的茂木敏充幹事長

は「実効性ある法案という

のはその通りだ」と発言。

「今国会で成立させるため

に、早期に提出することを

政府に求めたい」と述べま

した。